
第2章 研修実施ガイド

I. 研修実施ガイドについて

各自治体において切れ目のない支援体制を構築するためには、発達障害者支援人材の育成を計画的に進める必要があります。本書ではその一助として、家庭と教育と福祉の連携推進のための研修を提案しています。本章の「研修実施ガイド」は、各自治体で第1章の「研修カリキュラム」に基づいて研修を実施する際の参考となるよう、企画・立案から評価までの手順や具体的なプログラムの内容をまとめたものです。

研修の企画・立案の際は、本ガイドの流れに添って、研修の目的、想定する受講者、研修形式、取り扱う項目などを順に選択するような構成になっています。さらに、研修の目的や受講者の段階に応じたさまざまな研修プログラムを例示しています。

家庭と教育と福祉の連携は、支援者同士の顔と顔がつながることから始まります。学級担任や特別支援教育コーディネーター等の教育関係者、相談支援専門員や放課後等デイサービスの指導員等の福祉関係者が、子どもと家族の将来を見据えながら、指導・支援の目標を共有し、それぞれの立場を尊重しつつ役割分担を明確にしていくことが大切です。このような現場レベルの連携による指導・支援の充実を図るためには、都道府県及び政令指定都市、中核市、市区町村の行政レベルで、既存の研修体制を振り返り、部分的に見直すことが出てくるかもしれません。

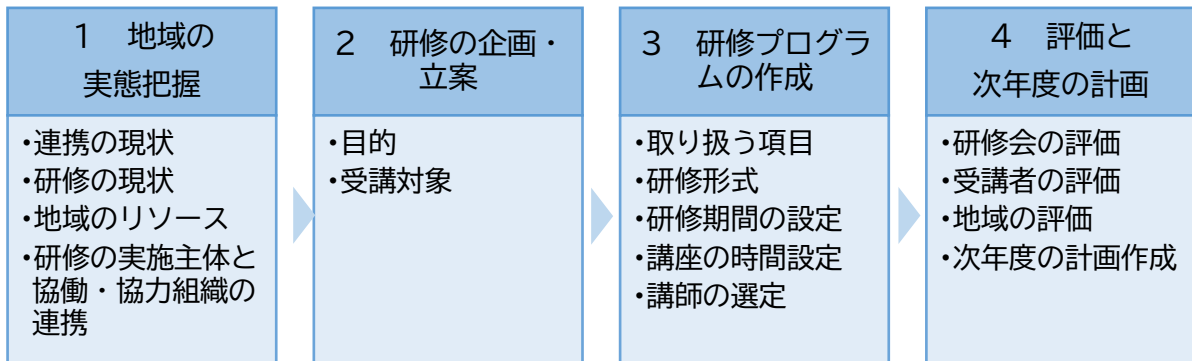
本研修実施ガイドでは、人材育成の業務を所管している都道府県及び政令指定都市、中核市を研修の実施主体とし、連携の現場となる市区町村及び障害保健福祉圏域を協働・協力組織としています。また、研修の実施主体が、市区町村及び障害保健福祉圏域で実施される研修を企画することも提案しています。

「研修カリキュラム」を活用した研修については、教育と福祉が連携・協働した体系的な研修モデルプランを提案するための特別支援教育総合研究所の人材育成プロジェクト¹も併せてご参照ください。また、「研修カリキュラム」は他にも、地域や職場での研修会や学習会を企画する際にも活用することができますので参考にさせていただき、共通分野14項目のeラーニングコンテンツ²も作成しましたので、ご活用ください。

¹ 「発達障害支援に係る教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト報告書」：国立特別支援教育総合研究所ホームページ参照

² eラーニングコンテンツ：発達障害ナビポータル参照

II. 研修の企画・実施の流れ



1. 地域の実態把握

(1) 連携の現状

都道府県・政令指定都市・中核市の教育委員会・福祉部局横断でどのような連携をしているか、次のような観点で現状を把握します。

- ・協力して取り組んでいる事業があるか
- ・学校や障害児通所支援事業の現場からの要望等があるか
- ・学校と障害児通所支援事業所の連携の現状と課題を把握し共有する場があるか 等

(2) 研修の現状

都道府県・政令指定都市等の教育委員会・福祉部局において、既存の研修体制を振り返り、重複している研修内容や未実施の研修内容を確認します。その際、研修カリキュラムの項目を活用する方法もあります。

未実施の研修内容に関して新規の研修を企画することが難しい場合は、既存の教育（福祉）主催の研修に福祉支援者（教員）を参加できるようにしたり、福祉支援者（教員）を講師として招聘したりするなどの工夫も考えられます。

(3) 地域のリソース（資源）

研修を実施するにあたって、協力していただける機関や団体があるか把握します。

地域のリソースの例

- 教育：特別支援教育連絡協議会、特別支援学校（センター的機能）、大学 等
- 福祉：自立支援協議会、発達障害者支援センター、地域障害者職業センター 等

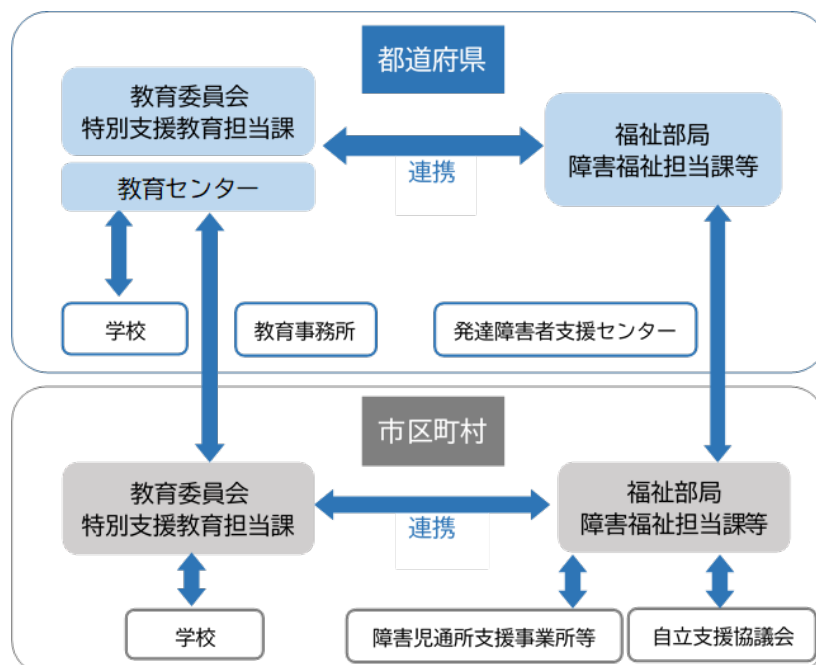
(4) 研修の実施主体と協働・協力組織の連携

教育委員会と福祉部局が連携することにより、研修内容の充実・支援者の専門性向上につながります。また、切れ目のない支援体制の整備が図られ、更なる行政サービスの充実につながります。

都道府県及び政令指定都市等が研修の実施主体として連携する際には、教育委員会では特別支援教育担当課及び教育センターが、福祉部局では障害福祉担当課及び児童福祉担当課等が窓口となることが考えられます。

また、都道府県が、市区町村と連携・協働して研修を実施することも考えられます。市区町村が協働・協力組織として、市区町村又は障害保健福祉圏域で研修を実施する際には、通知や事務連絡等の手順を確認する必要があります。

都道府県における教育委員会と福祉部局の連携の例



※あくまでも一例であり、自治体によって連携する組織は異なります。

2. 研修の企画・立案

(1) 目的

発達障害者支援における教育と福祉の支援者の連携・協働の実態は、地域によって異なります。そのため、地域の現状と課題を踏まえ、優先すべき課題や研修ニーズについて検討し、「知識・理念・概念等の理解」「技能・スキルの習得」「態度・行動等の変容」「問題解決力の向上」など、研修の目的や目標の設定を行います。

研修目的の例

- ・教員が福祉制度や福祉サービスについて学び、教育関係者以外の支援者の役割を知る。
- ・福祉支援者が教育制度や学校での実践について学び、担任や特別支援教育コーディネーターなどの役割を知る。
- ・教育と福祉それぞれで作成している支援計画の情報を共有し、より有効な活用について学ぶ。
- ・就学前から卒業後までの切れ目のない支援体制を構築するために必要なことを、教育と福祉の支援者がそれぞれの立場で考える。
- ・家庭と教育と福祉の連携推進のために必要な保健・医療・労働分野における支援について学ぶ。
- ・支援会議などの家庭と教育と福祉の関係者が一堂に会する場で、情報共有や役割分担を円滑に行うために必要な知識を学ぶ。

(2) 受講対象

学校や福祉事業所等の支援現場における連携を推進するための人材として、研修の対象者を設定します。その際、職種や経験年数等を考慮し、次のような段階に応じて研修の内容や形式を選定します。

主な受講対象となる職種

- 教育：幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員 等
- 福祉：障害児通所支援事業所、就労系福祉サービス事業所、保育所等の職員 等

段階性

- 初級：支援に必要な基礎を習得する人材
- 中級：職場で指導的立場としてOJTを推進する人材
- 上級：地域を統括し、地域を支えるエキスパートとしての人材

3. 研修プログラムの作成

(1) 取り扱う項目

研修プログラムで取り扱う項目は、第2章の項目一覧及び研修カリキュラム（40項目）の中から研修目的に応じて選択し、組み合わせます。研修カリキュラムは、40項目全てを履修するものではなく、受講者の実態や研修テーマに応じて取り扱う項目を選択することを前提としています。

(2) 研修形式

それぞれの研修形式の特徴を踏まえ、研修目的に応じて選択します。

○e-ラーニング

システムの構築やコンテンツを揃える必要があり、研修方法は講義が中心となりますが、受講者が学びたいときに学ぶことができることや、受講者数の制限がないなどのメリットがあります。より多くの受講者がアクセスすることができるため、支援人材の裾野を広げることが目的とした初級対象の研修に適しています。

○オンライン会議システムを活用した研修

新しい生活様式を踏まえて増えている研修形式です。通信環境や使用機器などの条件に左右されることもありますが、時間や移動の負担が軽減されるため参加しやすいというメリットがあります。講義や協議には適しています。

○集合型研修

講師や他の受講者と場を共にして学ぶことができます。会場の確保、人数の制限、感染予防の対策などの課題を考慮しながら、演習や実習などを実施することも必要です。「講義や講義はオンライン型、演習や実習は集合型」などのように、異なる形式を組み合わせで実施する方法もあります。

(3) 研修期間の設定

資格や免許に係る必修研修、自由参加の公開講座など、各地域の実情や研修の目的に応じて研修期間を設定します。

- 複数日（2日間、3日間等、連日または年間数回設定等）
- 1日（午前・午後）
- 半日（1，2時間、または2，3時間） 等

(4) 1講座の時間設定

本研修カリキュラムは、1講座90分間を想定して作成していますが、90分間の内容を分割して実施することもできます。例えば、講義40分間と協議30分間、全体をまとめて20分で構成するなどです。また、15分間程度のe-ラーニングコンテンツの受講、学校や放課後等デイサービスの見学も含めた2，3時間の実地研修なども考えられます。

(5) 講師の選定

教育分野の内容は教育関係者、福祉分野の内容は福祉関係者から講師を選定することが基本となります。「支援の計画の作成と活用」「就業（就労）支援」「生活・余暇支援」「家族・保護者支援」などの教育現場と福祉現場での取組が異なる内容を扱う場合は、1つの講座の中で教育分野と福祉分野それぞれ講師を招聘するなどの工夫も考えられます。さらに、医療・保健・労働等の専門分野の内容を扱う場合は、医師、保健師、就労系福祉サービス事業所職員等を講師とする方法もあります。

- 教育分野：特別支援教育コーディネーター、特別支援教育に携わる教員、
教育委員会及び教育センター指導主事、大学教員 等
- 福祉分野：障害児関係事業所職員、行政職員、大学教員 専門職員 等

4. 評価と次年度の計画

(1) 評価の観点

研修の目的の達成度及び受講者の満足度や習熟度等について客観的に把握するために、次のような観点から評価します。

○研修会の評価

受講者からの研修会に対する評価なども参考とし、研修の目的、研修内容、目標の設定、研修方法、講師の人選、研修期間・時間などの観点から、研修の企画・運営の評価をします。

○受講者の評価

受講者の満足度などにより研修の企画・運営に対する評価をするとともに、受講者が研修を自分の実践にどう活かしていくかという観点からも評価をします。

○地域の評価

受講者が地域（市区町村・障害保健福祉圏域等）の連携・協働の核として活躍し、研修が人材育成に寄与しているかという観点から評価をします。自立支援協議会など地域の関係組織が評価することも考えられます。

(2) 評価の方法

運営上の取り組みやすさや必要な情報を考慮し、次のような方法から選択します。

○アンケート調査

研修終了直後に回答を求める方法のほか、終了後に一定期間をおいて（年度末などに）回答を求める方法もあります。また、用紙に記入する形式だけでなく、Webのアンケートフォームを活用する方法もあります。

○研修の振り返り

研修の最後に受講者同士で話し合う時間を設ける方法です。講義内容を相手に説明するなどして、理解度や到達指標の達成度を自己評価することができます。

○インタビュー調査

研修後、受講者に研修による気づきや変容を直接聞く方法です。また、事前に研修に対する期待や目標を聞く方法は、学習へのモチベーションを高める効果もあります。

○前後の理解度テスト

研修の前後にテストを実施し、その結果を比較することで研修の効果を見ることができます。

○研修を生かしたアクションプランの作成

研修終了後に、「いつまでに」「何を」「どうするのか」等を具体的に示して行動に移すための計画を作成します。研修後の行動変容の程度や実践への活用状況などを把握するために有効です。

○所属機関における行動観察

受講者の周囲の上司や部下・同僚などから、受講者の行動変容や組織への貢献度を確認する方法です。

(3) 次年度の計画作成

研修会実施後の評価の分析を踏まえて次のような観点から改善策を検討し、次年度の計画を作成します。その際、地域における人材育成の視点をもつことが大切です。

○研修の実施主体と協働・協力組織の連携方法

自治体の部局間の連携、他の自治体との連携 等

○研修の内容や対象

人材育成に必要な内容を複数年単位で計画的に学べるようにする 等

Ⅲ. 研修カリキュラムを活用した研修プログラムの作成例

1. 都道府県教育委員会・福祉部局共催研修

(1) 初級者対象のオンライン研修

研修実施者	都道府県教育委員会と福祉部局
目的	発達障害の特性理解と支援について学ぶとともに、切れ目のない支援体制の意義や取組の実際について理解する。
受講者（定員）	教育：幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校教員等 福祉：障害児通所支援事業所職員、就労系福祉サービス事業所職員、保育所職員等
受講者レベル	実務経験3年未満（初級）
取り扱う項目	「発達障害の障害特性の理解」（共通分野） 「切れ目のない支援」（共通分野）
研修形式	講義
研修期間	半日（13：00～17：00）
講座名	「教育と福祉の連携に必要な専門性」
内容・講師	13：30～15：00 「発達障害の障害特性の理解」（講義90分） 講師：大学教員 15：15～16：45 「切れ目のない支援」（講義90分） 講師：都道府県福祉部局職員・教育委員会職員
受講者の評価	方法：理解度テスト（Web） 観点：発達障害についての基本的な事項、個別の支援計画等を活用した情報の引継ぎや共有の必要性を説明できるか。

※発達障害ナビポータル/eラーニングコンテンツを利用することや、研修当日の講義の録画をeラーニングコンテンツとして2次活用することも考えられる。

(2) 中級者対象の合同研修

研修実施者	都道府県教育委員会と福祉部局
目的	教育と福祉それぞれが作成している支援計画について理解を深め、支援計画を活用した連携の実際を学ぶ。
受講者（定員）	教育：小・中学校の特別支援教育コーディネーター 福祉：障害児通所支援事業所職員 (定員：市区町村・教育事務所管内・障害保健福祉圏域等の規模に応じて設定)
受講者レベル	実務経験3年以上（中級）
取り扱う項目	「他の分野との連携」（共通分野） 「支援の計画の作成と活用」（共通分野）
研修形式	講義、パネルディスカッション、演習
研修期間	半日（13:00～17:00）
講座名	「学校と放課後等デイサービスの連携の実際」
内容・講師	13:10～14:00 「機関連携の意義」（講義 50分） 講師：大学教員 14:15～15:30 「支援会議の実際」（パネルディスカッション 75分） コーディネーター：相談支援専門員 パネリスト：保護者、特別支援教育コーディネーター、 児童発達支援管理責任者 等 15:45～16:30 「支援の計画を用いた情報共有」（演習 45分） *教育・福祉混合の小グループを編成 16:30～16:50 研修の振り返り（意見交換 20分）
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換) 観点：教育と福祉の支援計画の内容を踏まえ、学校と放課後等デイサービスの連携の実践ができるか。

※学校と放課後等デイサービスの連携の窓口となる支援者を対象に、実践的な内容の研修を編成した。

2. 都道府県福祉部局主催研修

(1) 児童発達支援管理責任者等対象の研修 I

研修実施者	都道府県（障害福祉担当課または発達障害者支援センター）
目的	放課後等デイサービス等において学校との連携の役割を担う職員が特別支援教育の基本を学び、地域における実際の連携を促進する。
受講者（定員）	福祉：障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者、保育所等訪問支援の訪問支援員 (定員：50人程度×複数回)
受講レベル	問わず
取り扱う項目	「特別支援教育（概論）」（教育分野） 「発達障害のある子どもの教育」（教育分野）
研修形式	講義
研修期間	半日（9:00～12:00）
講座名	「教育と福祉の連携を進める～Ⅰ 特別支援教育を理解する」
内容・講師	9:10～10:40 「特別支援教育（概論）」（講義 90分） 講師：大学教員、教育委員会・教育センター指導主事 10:50～11:35 「発達障害のある子どもの教育」（講義 45分） 講師：大学教員、教育委員会・教育センター指導主事、 特別支援教育コーディネーター 11:35～11:50 研修の振り返り(意見交換 15分)
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換) 観点：特別支援教育に係る法令や施策、学校教育における多様な学びの場について基本的な内容を説明できるか。

※児童発達支援管理責任者等、福祉の支援者が教育を学ぶための研修を想定して編成した。

(2) 児童発達支援管理責任者等対象の研修Ⅱ

研修実施者	都道府県（障害福祉担当課または発達障害者支援センター）
目的	放課後等デイサービス等において学校との連携の役割を担う職員が特別支援教育の基本を学び、地域における実際の連携を促進する。
受講者（定員）	福祉：障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者、保育所等訪問支援の訪問支援員（定員：50人程度×複数回）
受講レベル	研修Ⅰの受講修了者
取り扱う項目	「支援の計画の作成と活用」（共通分野） 「学習指導と授業づくり」（教育分野）
研修形式	講義
研修期間	半日（9:00～12:00）
講座名	「教育と福祉の連携を進める～Ⅱ 教育（学校）との効果的な連携」
内容・講師	<p>9:10～10:00 「発達障害のある子どもの学習指導」（講義 50分） 講師：大学教員</p> <p>10:00～10:50 「支援の計画の作成と活用」（講義 50分） ①「サービス等利用計画、個別支援計画の作成と活用」（25分） 講師：児童発達支援センター等の児童発達支援管理責任者、 相談支援専門員</p> <p>②「教育支援計画、個別指導計画の作成と活用」（25分） 講師：特別支援教育コーディネーター</p> <p>11:00～11:30 事例発表（15分×2事例） 発表者：県内の放課後等デイサービス等の児童発達支援管理 責任者、相談支援専門員</p> <p>11:30～11:50 研修の振り返り（意見交換 20分）</p>
受講者の評価	<p>方法：研修の振り返り（2～3人で意見交換）</p> <p>観点：教育と福祉の支援計画を活用し、学校と連携した支援を実践できるか。</p>

※「児童発達支援管理責任者等対象の研修Ⅰ」を受講した者がさらに専門性を高めるための研修として編成した。

(3) 発達障害者支援センター主催の合同研修

研修実施者	発達障害者支援センター
目的	発達障害の歴史、特性を理解するとともに、連携・協働の観点から発達障害児・者への医療や保健の役割を理解する。
受講者（定員）	教育：小・中学校特別支援学級担任教員、特別支援学校教員等 福祉：障害児通所支援事業所職員、障害福祉サービス事業所職員、相談支援専門員等（定員 100 名程度）
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「発達障害の障害特性の理解」（共通分野） 「発達心理」（共通分野） 「早期発見・早期支援」（共通分野） 「発達障害の医療」（医療分野）
研修形式	講義
研修期間	1日（9：00～17:00）
講座名	「発達障害児・者支援の基本と医療・保健との連携」
内容・講師	9:10～ 9:40 「発達障害の歴史的変遷」（講義 30 分） 講師：大学教員、発達障害者支援センター職員等 9:40～10:40 「発達障害の基本的理解」（講義 60 分） 講師：大学教員、発達障害者支援センター職員等 10:50～12:20 「発達の基本的理解と各発達段階の特徴」（講義 90 分） 講師：大学教員、発達障害者支援センター職員等 13:20～14:50 「発達障害の早期発見と早期支援」（講義 90 分） 講師：保健師 15:00～16:30 「発達障害を巡る医療の適正な役割について」（講義 90 分） 講師：医師 16:30～16:50 研修の振り返り(意見交換 20 分)
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3 人で意見交換) 観点：発達障害に関する基本的な事項や医療や保健の役割について説明できるか。さらに、中・上級者は連携の実践や連携の具体的な方法の提案について説明できるか。

※オンライン研修も想定し、講義形式で編成した。

3. 都道府県教育委員会主催研修

(1) 管理職対象の合同研修

研修実施者	都道府県教育委員会と福祉部局
目的	発達障害のある子どもに対する総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義を理解し、虐待が疑われる事例をもとに連携の実際について学ぶ。
受講者（定員）	教育：小・中学校校長 福祉：障害児通所支援事業所管理者 (定員：市区町村・教育事務所管内・障害保健福祉圏域等の規模に応じて設定)
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「他の分野との連携」（共通分野） 「虐待の予防・早期発見・対応に関する連携」（福祉分野）
研修形式	講義、パネルディスカッション
研修期間	半日（13:00～17:00）
講座名	「発達障害のある子どもの支援における関係機関の連携～虐待対応の視点から」
内容・講師	13:10～14:10 「機関連携の意義と実際」（講義 60分） 講師：大学教員 14:20～15:20 「虐待から子どもを守る法制度の概要」（講義 60分） 講師：大学教員、児童相談所職員 等 15:30～16:30 「虐待が疑われる事例への対応」(パネルディスカッション 60分) コーディネーター：教育委員会・教育センター指導主事 パネリスト：小・中学校長、障害児通所支援事業所管理者、 児童相談所職員 等 16:30～16:50 研修の振り返り(意見交換 20分)
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換) 観点：機関連携の意義やポイントについて説明できるか。虐待対応について、所属機関の役割や他機関との連携方法を説明できるか。

※教育機関・福祉機関の管理職が、虐待対応の具体例を通して機関連携の実際を学ぶための研修を想定して編成した。

(2) 既存の校長会研修に組み込む校長対象の研修

研修実施者	都道府県教育委員会
目的	発達障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制を構築するために、福祉や労働の関係機関と連携した就業（就労）支援の実際について学ぶ。
受講者（定員）	教育：高等学校・特別支援学校校長 (既存の校長会や校長対象の研修に組み込む形で実施)
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「切れ目のない支援」（共通分野） 「就業（就労）支援」（共通分野） 「就業（就労）支援の実際」（労働分野）
研修形式	講義、パネルディスカッション
研修期間	半日（13:00～17:00）
講座名	「発達障害のある子どもの就業（就労）支援における関係機関の連携」
内容・講師	13:10～14:10 「発達障害のある子どもへの切れ目のない支援」（講義 60分） 講師：大学教員 14:20～15:20 「発達障害のある子どもの就業（就労）支援」（講義 60分） 講師：大学教員、就労支援機関職員 等 15:30～16:30 「就業（就労）支援の実際」（パネルディスカッション 60分） コーディネーター：教育委員会・教育センターの指導主事 パネリスト：特別支援教育コーディネーター、進路指導主事 相談支援専門員、就労支援機関職員等 16:30～16:50 研修の振り返り（意見交換 20分）
受講者の評価	方法：研修の振り返り（2～3人で意見交換） 観点：機関連携の意義やポイントについて説明できるか。就業（就労）支援における関係機関との連携について説明できるか。

※教育機関の管理職が、就業（就労）支援における機関連携の実際を学ぶための研修を想定して編成した。

(3) 既存の年次研修に組み込む中堅教員対象の研修

研修実施者	都道府県教育委員会または教育センター
目的	発達障害の特性に応じた指導・支援の実際について理解するとともに、福祉機関の役割と機能について学ぶ。
受講者（定員）	教育：実務経験 10 年程度の小・中・高等学校の教員 (既存の 10 年次教員研修等に組み込む形で実施)
受講者レベル	実務経験 10 年程度(中級)
取り扱う項目	「特性に応じた指導・支援」(共通分野) 「発達支援」(福祉分野)
研修形式	講義、協議
研修期間	半日 (13:00～17:00)
講座名	「発達障害のある子どもへの指導・支援の実際」
内容・講師	13:10～14:10 「発達障害のある子どもへの指導・支援」(講義 60 分) 講師：大学教員または教育委員会・教育センター指導主事 14:20～15:20 「福祉における発達支援」(講義 60 分) 講師：発達障害者支援センター職員 15:30～16:00 当事者の体験談(講義 30 分) *当事者が学齢期の学校や家庭での生活を振り返って語る。 16:10～16:40 小グループでのディスカッション(協議 30 分) *自分の今後の実践に生かせること等について話し合う。
受講者の評価	方法：研修の振り返り(グループ協議)とアクションプランの作成 観点：発達障害の指導・支援技法の基本的な内容を踏まえ、実際の指導・支援や福祉機関との連携に取り組むことができるか。

※中堅教員向けに、福祉分野の内容も取り入れて編成した。

(4) 特別支援教育コーディネーター対象の研修

研修実施者	都道府県教育委員会または教育センター
目的	校内支援体制構築の推進役である特別支援教育コーディネーターが、福祉機関との連携の意義や実際について学ぶ。
受講者（定員）	教育：小・中学校の特別支援教育コーディネーター
受講者レベル	実務経験3年以上(中級) (定員：市区町村・教育事務所管内等の規模に応じて設定)
取り扱う項目	「発達支援」(福祉分野) 「家族・保護者支援」(共通分野)
研修形式	講義、演習
研修期間	半日(13:00～17:00)
講座名	「発達障害のある子どもや家族の支援における福祉機関との連携」
内容・講師	13:10～13:55 「福祉機関との連携の実際」(講義45分) 講師：特別支援教育コーディネーター(上級者) 14:00～14:45 「学校との連携の実際」(講義45分) 講師：相談支援専門員、巡回支援専門員等 15:00～16:15 「事例検討」(演習75分) *架空事例を用いたグループワーク 16:20～16:40 研修の振り返り(意見交換20分)
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換)とアクションプランの作成 観点：福祉機関の多職種と連携した取組を実践できるか。

※実務経験のあるコーディネーターを対象に、福祉機関との連携に特化した実践的な内容で編成した。

(5) 養護教諭対象の研修

研修実施者	都道府県教育委員会または教育センター
目的	医療・保健との連携の意義や実際について学び、養護教諭の専門性を生かした支援を実践することができる。
受講者（定員）	教育：小・中学校の養護教諭 （定員：市区町村・教育事務所管内等の規模に応じて設定）
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「併存障害の理解と対応(二次的な問題を中心に)」（共通分野） 「精神疾患とその治療」（医療分野） 「母子保健体制」（保健分野）
研修形式	講義、協議
研修期間	半日（13:00～17:00）
講座名	「発達障害のある子どもの支援における医療・保健との連携」
内容・講師	13:10～14:10 「併存障害としての精神疾患とその治療」（講義 60分） 講師：医師 14:20～15:20 「保健師の役割と保健指導の実際」（講義 60分） 講師：保健師 15:30～16:20 「医療・保健との連携における課題」（協議 50分） *参加者がレポートを持ち寄り、グループで話し合う。 16:30～16:50 研修の振り返り（意見交換 20分）
受講者の評価	方法：研修の振り返り(2～3人で意見交換) 観点:併存障害や二次的な問題の背景、母子保健や医療との連携について基本的な事項を理解し説明できるか。さらに、中・上級者は連携の実践や連携の具体的な方法の提案について説明できるか。

※養護教諭の専門性を踏まえた内容で編成した。また、課題解決に向けた情報交換の場も設定した。

4. 市区町村福祉部局主催研修

(1) 自立支援協議会主催の合同研修

研修実施者	市区町村の自立支援協議会（事務局：市区町村の福祉部局）
目的	教育と福祉それぞれで作成している支援計画があることを知り、情報共有の大切さやより有効な活用について学ぶとともに、教員と福祉支援者の相互理解を深める。
受講者（定員）	教育：小・中学校特別支援学級担任教員、特別支援学校教員等 福祉：障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者・職員等 （定員 30 名程度）
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「アセスメント」（共通分野） 「支援計画の作成と活用」（共通分野）
研修形式	講義、演習
研修期間	半日（13：00～17：00）
講座名	「計画に基づいた指導・支援の充実のために～教育と福祉の連携について～」
内容・講師	13:10～13:55 「アセスメントの基本的理解とその活用」（講義 45 分） 講師：大学教員等 14:05～15:20 「支援計画の作成と活用」（講義 75 分） 講師：特別支援教育コーディネーター、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員（各 25 分） 15:30～16:30 「支援ニーズの把握と情報共有の重要性」（演習 60 分） 講師：特別支援教育コーディネーター、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員 16:30～16:50 研修の振り返り（意見交換 20 分）
受講者の評価	方法：研修の振り返り（2～3 人で意見交換） 観点：教育と福祉の支援計画の役割、支援計画を活用した情報共有について説明できるか。さらに、中・上級者は連携の実践や連携の具体的な方法の提案について説明できるか。

※教育・福祉職員の交流・連携の場として機能することも目的として編成した。

(2) 児童発達支援管理責任者対象の研修

研修実施者	市区町村（障害保健福祉圏域）の福祉部局
目的	学校教育制度に関する法律や制度・理念と、特別支援教育に携わる職種の役割と体制などについて理解する。
受講者（定員）	福祉：障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者等 （定員 50 名程度）
受講者レベル	問わず
取り扱う項目	「特別支援教育（概論）」（教育分野） 「特別支援教育体制」（教育分野） 「他の分野との連携」（共通分野）
研修形式	講義、協議
研修期間	半日（13：00～17：00）
講座名	「学校教育の理解～教育と福祉の連携について～」
内容・講師	13：10～14：10 「特別支援教育の法的基礎と理念」（講義 60 分） 講師：教育委員会・教育センター指導主事、大学教員 14：20～15：10 「特別支援教育に携わる職員の役割」（講義 50 分） 講師：教育委員会・教育センター指導主事、大学教員 15：20～16：10 「他機関との連携・協働の実際」（講義 50 分） 講師：特別支援教育コーディネーター 16：20～16：50 「講義内容の理解確認と質疑」（協議 30 分） *グループで内容を確認し合い、疑問点を質問する。 講師：教育委員会・教育センター指導主事、大学教員
受講者の評価	方法：研修の振り返り（グループ協議） 観点：特別支援教育に関する制度や理念、学校における支援体制、教育と福祉の連携の実際について説明できるか。さらに、中・上級者は連携の実践や連携の具体的な方法の提案について説明できるか。

※学校教育の制度等に関する講義をまとめ、それを踏まえて連携の実際について学び、管理職としての日々の支援につなげられるように編成した。